

令和8年度第1回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年4月22日(水) 午後2時から午後4時まで

2 開催場所 利府町役場2階 第3会議室

3 出席者 (農業委員7名 推進委員4名) 計11名

会	長	1番	渡	邊	賢			
委	員	3番	桂	嶋	賢一			
委	員	4番	小	幡	康子			
委	員	5番	櫻	井	孝一			
委	員	7番	菊	地	豊志			
委	員	8番	郷	家	百合子			
委	員	9番	小	林	寅雄			
推	進	委	員	10番	庄	司	安	伸
推	進	委	員	11番	板	橋	秀	之
推	進	委	員	12番	伊	藤	信	一
推	進	委	員	13番	高	橋	信	博

農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 真文

事務局 鈴木 俊也、橋本 遼翔

※ 2番 鈴木 ハマ子 委員、6番 伊藤 英樹 委員は所用のため、14番 赤間 良一委員は体調不良のため欠席。

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

7番 菊 地 豊 志 委員

8番 郷 家 百合子 委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について

日程第4 協議第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

日程第5 農地移動適正化あっせん事業に伴う選定調書について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。

会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

## 【第1回利府町農業委員会総会】

### 1 開 会

局 長 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。  
それでは、ただ今から、令和8年度第1回利府町農業委員会総会を開会いたします。  
初めに、渡邊 賢（かたし）会長 から ご挨拶をお願いします。

### 2 挨拶及び会長報告事項

会 長 開会の挨拶（及び報告事項）

局 長 有難うございました。  
それでは、議事に入らせていただきます。  
議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、会長がその議長となり議事を整理するとなっております。  
それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議 長 それでは議事に入らせていただきます。  
ただ今の出席委員は、農業委員7名、推進委員4名の計11名です。  
欠席委員は、2番 鈴木 ハマ子 職務代理、6番 伊藤 英樹 委員、  
14番 赤間 良一 委員です。  
鈴木 ハマ子 委員、伊藤 英樹 委員は所用による欠席、赤間 良一 委員は体調不良による欠席でございます。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の指名を行います。  
7番 菊地 豊志 委員、8番 郷家 百合子 委員をお願いします。

議 長 日程第2 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定について」を議題とします。

それでは、事務局から、資料2ページ番号1から資料4ページ番号6までの内容について一括して説明をお願いします。

事務局 皆様お疲れ様でございます。

令和8年度のスタートとなります。本年度もよろしくお願いいたします。

それでは、資料の2ページをご覧ください。

農地法第3条許可申請が7件提出されておりますので、一括して順にご説明いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定についてでございます。

申請番号1の内容についてご説明いたします。

位置図について、資料の5ページ、現況写真について別綴りの1ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

申請者でございますが、貸し人が■■■■地区の■■■■■さん、借り人が同じく■■■■地区の■■■■■さんであります。

申請地は、加瀬字赤堰34番2、加瀬字新赤堰18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28の計12筆、面積が12筆あわせて「11,208㎡」です。

地目については登記簿、現況とも田であり、市街化調整区域内の農振農用地区域内の農地でございます。

申請事由は借り人の経営規模拡大による賃借権設定であります。

賃借設定期間は、令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間となります。

貸付人の経営面積は4,141㎡、借受人の経営面積は87,226㎡です。

賃借料につきましては、物納とし、年間10aあたり30kg、年末持参払いとなります。

続きまして、資料の2ページ、申請番号2の内容についてご説明いたします。

位置図について、資料の6ページ、現況写真について別綴りの2ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

申請者でございますが、貸し人が[ ]地区の [ ]さん、借り人が同じく [ ]地区の [ ]さんであります。

申請地は、加瀬字新一本杉66番1、69番1、74番1、76番1、加瀬字新鏡田30番の計5筆で、面積が5筆あわせて「5,586㎡」です。

地目については登記簿、現況とも田であり、市街化調整区域内の農地であり、新一本杉は農振農用地区域、新鏡田は農振地域内の農地となります。

申請事由は、借り人の経営規模拡大による賃借権設定であります。

賃借設定期間は、令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間となります。

貸付人の経営面積は9,020㎡、借受人の経営面積は87,226㎡です。

賃借料につきましては、現金払いとし、年額30,000円の年末払いとなります。

続きまして、資料の3ページ、申請番号3の内容についてご説明いたします。

位置図について、資料の7ページ、現況写真について別綴りの3ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

申請者でございますが、貸し人が [ ]地区の [ ]さん、借り人が [ ]地区の [ ]さんであります。

申請地は、加瀬字新赤糶田68番1、69番1、70番1、71番1、72番1、73番1、加瀬字新藤倉18番1、19番1の計8筆で、面積が8筆あわせて「5,737㎡」です。

地目については登記簿、現況とも田であり、市街化調整区域内の農振農用地区域内の農地となります。

申請事由は、借り人の経営規模拡大による賃借権設定であります。

賃借設定期間は、令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間となります。

貸付人の経営面積は1,650㎡、借受人の経営面積は87,226㎡です。

賃借料につきましては、物納とし、年間10aあたり30kg、年末持参払いとなります。

続きまして、資料の3ページ、申請番号4の内容についてご説明いたします。

位置図について、資料の8ページ、現況写真について別綴りの4ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

申請者でございますが、貸し人が■■■■地区の■■■■さん、借り人が■■■■地区の■■■■さんであります。

申請地は、加瀬字新藤倉64番1、65番1、66番1、67番1、68番1、69番1の計6筆で、面積が6筆あわせて「5,370㎡」です。

地目については登記簿、現況とも田であり、市街化調整区域内の農振農用地区域内の農地となります。

申請事由は、借り人の経営規模拡大による賃借権設定であります。

賃借設定期間は、令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間となります。

貸付人の経営面積は8,400㎡、借受人の経営面積は87,226㎡です。

賃借料につきましては、物納とし、年間10aあたり30kg、年末持参払いとなります。

続きまして、資料の3・4ページ、申請番号5の内容についてご説明いたします。

位置図について、資料の9ページ、現況写真について別綴りの5ページに掲載

しておりますので併せてご覧ください。

申請者でございますが、貸し人が[ ]地区の [ ]さん、借り人が同じく [ ]地区の [ ]さんであります。

申請地は、加瀬字新西の原31番、32番、33番、53番、54番、55番、56番、92番、93番の計9筆で、面積が9筆あわせて「7, 272㎡」です。

地目については登記簿、現況とも田であり、市街化調整区域内の農振農用地区域内の農地となります。

申請事由は、借り人の経営規模拡大による賃借権設定であります。

賃借設定期間は、令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間となります。

貸付人の経営面積は8, 646㎡、借受人の経営面積は87, 226㎡です。

賃借料につきましては、物納とし、年間10aあたり30kg、年末持参払いとなります。

続きまして、資料の4ページ、申請番号6の内容についてご説明いたします。

位置図について、資料の10ページ、現況写真について別綴りの6ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

申請者でございますが、貸し人が[ ]地区の [ ]さん、借り人が [ ]地区の [ ]さんであります。

申請地は、加瀬字新赤糶田1番1、3番1の計2筆で、面積が2筆あわせて「2, 367㎡」です。

地目については登記簿、現況とも田であり、市街化調整区域内の農振農用地区域内の農地となります。

申請事由は、借り人の経営規模拡大による賃借権設定であります。

賃借設定期間は、令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間となります。

貸付人の経営面積は2,367㎡、借受人の経営面積は87,226㎡です。

賃借料につきましては、物納とし、年間10aあたり30kg、年末持参払いとなります。

以上で説明を終わります。

議長 次に、現地確認等の結果について、番号1から番号6は耕作者が■■■■地区の農業者になりますので、5番 櫻井 孝一 委員から補足説明願います。

櫻井 孝一 委員

はい、それでは、番号6の■■■■さん以外については事務局からも説明がありましたとおり、利用権設定からの更新ということでの農地法3条申請ですね。

■■■■くんですので、何も問題はないと思います。

ただ、この1番とかですけど、12筆になってますが、これは・・・、今は3筆になってますね。合筆して大きくなってますからはね。

現地ではもう12枚は数えられないですはね。

2番の■■■■さんのところも5筆が2筆ですか。

それから、4番の■■■■さんのところも一囲いになってました。

5番の■■■■さんの田んぼも9筆が3筆くらいになってますかね。

合わせてね～、みんな大きくしてるんですわね。

そして、6番の■■■■さんのところなんだけど、何か苦勞されたみたいで、つい最近完成したみたいですけど、排出口を作り直して、費用もかかったということで2年間の賃借料から相殺ということにしたようです。

■■■■さん一生懸命だから、体調もだいぶ調子よくなったとのことで、他の田んぼも直し方いろいろしてますから。

後は、私も手伝って完了する予定ですので。

以上でございます。

議長 事務局及び担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

伊藤 信一 委員

すいません。■■■■さんが作っていた田んぼの件ですが、私が思うにすべて耕作者が張り付いて全部解決したと思うんですが・・・

ご苦勞様でした、結構な面積でしたよね？7haくらいあったんですかね？

事務局 そうですね～、ございました。

いえ、私は何もしてませんので。

お受けいただいた農業者さんに感謝でございます。

少ない人数で・・・、結局4人ですかね、寅雄委員さんも含め、4～5人でこれだけの面積をお引き受けいただいたわけですから、ありがたいことです。

菊地 豊志 委員

それでは、この資料の読み取り方について教えてください。

例えば1番の「経営面積 4, 141㎡」「貸付面積 11, 208㎡」、これはどういう風に読み取ればいいんでしょう？

貸し付けが1丁1反・・・

事務局

はい、この面積が今回の3条申請により貸し付ける面積になります。

その残りが4, 141㎡ありまして経営面積ということになります。

菊地 豊志 委員

なるほど。そういうことですか。

事務局

ちょっと、この4, 141㎡が田畑どっちなのかというのが表記はされませんが、4反部くらいは残っているという見方です。

菊地 豊志 委員

わかりました。それからですね、もう一つあるんですが、前いただいた資料、番号3、面積が2, 756㎡になってるんですけど、今日の資料だと5, 737㎡になってます。

これは、5, 737㎡が正しい数字でよろしいですか？

事務局

総会の開催通知と一緒に送った資料のことでよろしいでしょうか？

菊地 豊志 委員

そうです。

庄司 安伸 委員

2, 756㎡になってるね。最初の通知のやつね。

事務局

すみません、ずいぶん違いますよね。

今回の「5, 737㎡」が正しい数字です、失礼いたしました。

議長

今の話でまいりますと、5番の方、貸し付けが「1, 078㎡」となってますが、「7, 272」にならないといけないのではないの？

櫻井 孝一 委員

他にも持ってるからではなくて？

事務局 この資料を作る際のシステムの都合上なんですが、今まで継続して借りられた分はここに反映されてくるんですが、今回新たに借りられた部分については反映されないということになりました。

5番の■■■■さんと6番の■■■■さんはまだシステム上、貸し付けに移行していないので、今回の総会で承認された後に数字が移行する形になります。

「新規」か利用権設定からの「更新」の違いになりますね。

利用権設定時に契約されていた農地の情報はすでに借り手側に移してありますので、数字上は借り手側のデータに含まれております。

新規ですと数字もこれから動くことになります、更新はすでに貸し出されておりますので。システム上の都合で申し訳ございませんがそのようなことでございます。

議長 わかりました。

そのほかございませんか？

#### 【質疑なし】

それでは質疑がありませんので、これより採決を行います。

本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

ありがとうございます。全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

続きまして、4ページ番号7についてでございますが、本件につきましては、13番 高橋 信博 委員が関係する事案になりますので農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、ここで退席していただきますのでご了承願います。

議長 では、13番 高橋 信博 委員は退席願います。

<高橋 信博 委員 退席>

それでは、事務局から4ページ番号7の内容の説明をお願いします。

事務局 はい、それでは、資料の4ページ、申請番号7の内容についてご説明いたします。

位置図について、資料の11ページ、現況写真について別綴りの7ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

申請者でございますが、貸し人が■■■■地区の■■■■さん、借り人が■■■■地区の高橋 信博さんであります。

申請地は、加瀬字新柚の木6番で、面積が「566㎡」です。

地目については登記簿、現況とも田であり、市街化調整区域内の農振区域内の農地となります。

申請事由は、借り人の経営規模拡大による賃借権設定であります。

当該地は、長年耕作放棄地となっていた農地でありまして、今回、信博委員がこの農地の隣接地を耕作されておりまして、地権者が分かるのであれば、当該地も一緒に耕作してもいいというお話をいただきましたので、地権者を調査し、今回の3条申請に行くことになったものであります。

賃借設定期間は、令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間となります。

貸付人の経営面積は566㎡、借受人の経営面積は21,327㎡です。

賃借料につきましては、物納とし、年間10aあたり30kg、年末持参払いとなります。

以上となります。

議長 次に、現地確認調査等の結果について、番号7ですが、借受人が高橋 信博 委員であり、■■■■地区の農業者になりますので、9番 小林 寅雄 委員から補足説明願います。

小林 寅雄 委員

はい。その土地ですが、■■■■の■■■■さんの主人のお姉さんが今回の土地の所有者です。

お姉さん夫婦でいろいろあったようなんですけど、そのお姉さんという方が今回の申請があった土地も含め、他の土地も兄弟で父親から相続したようなんです。

それで、息子さんという方は私は見たことがないんですが、お母さんはわかります。

資料見ますと、一緒に住んでるんですね、■■■■に。

元々、お母さんは■■■■の方に嫁いだ方なんですけど・・・、まあいろいろあったんでしょうね。

■■■■さんのおじいちゃんかな、お父さんが2～3年作ったのかな？

それ以降はずっと空き地というか、耕作されないできたんです。

それで、これまでは信博くんが草刈りだけしてくれてたんですよ。

私も隣の田んぼなんだけど、私もちょっとなかなか手が回らなかったもんですから。

信博くんは機械も揃ってるもんだからね、自分で草刈りやってもらってね。

この度、借りて耕作してもらえるとということのようだから、私も安心したところですよ。

信博くんにはご苦労ですけど、いいお話ですよ。よかったです。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

櫻井 孝一 委員

はい！

すいません、■■■■さんってどっちの■■■■さんですかね？

小林 寅雄 委員

えーっと、背の高い方の方！

私より一つ下かな。

橋渡って左側ね。移転した人です。

櫻井 孝一 委員

■■■■さんって■■■■さん2件並んでるからね～、私、親戚になってるもんだから。

議 長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

【質疑なし】

それでは、質疑がありませんので、これより、採決を行います。  
本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙  
手願います。

### 【全員挙手】

議 長 全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。

議 長 審議が終了しましたので、13番 高橋 信博 委員の入室を許可します。

### < 13番 高橋 信博 委員 入室 >

議 長 それでは続いて、日程第3「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申  
請書に対する意見決定について」を議題とします。

事務局から資料12ページ、番号8の内容について、一括して説明をお願いします。

事務局 それでは続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請書に  
対する意見決定についてでございます。

申請番号8の内容についてご説明いたします。

位置図について13ページ、現況写真については別綴りの8ページ、併せまし  
て住宅建築案件になりますので、平面図等も別添としておりますので併せてご覧  
ください。

まず、申請者ですが、譲渡人が■■■■地区の■■■■さん、譲受人が  
■■■■の■■■■さんでございます。

譲渡人と譲受人は祖母・孫の関係になります。

申請地については、加瀬字永松沢25番1で、地目については登記簿が田、現  
況が畑、面積については361㎡で市街化調整区域内、農振地域内の農地となり  
ます。

申請内容につきましては、分家住宅建築にあたっての宅地造成であります。

譲受人であります[ ]さんですが、[ ]在住であります。

母と祖母が高齢になり、兄弟に母・祖母の面倒を見てもらうことを打診しましたが、兄たちは仙台市及び県外に家を建てて生活をしており、面倒を見ることはなかなか難しいとのことになり、[ ]さんが母と祖母の面倒を見つつ、耕作している田畑の管理をしていくことに決めたとのことであります。

このことから、実家の近くに住まいを建築したいとの希望から親から申請地を譲り受け、分家住宅を建築することとなったものであります。

申請地でございますが、県知事あて開発行為の許可申請中となっております。

用排水計画としましては、都市計画法第34条に基づき処理するものです。

被害防除計画としましては、隣接地所有者からの同意を受け、町の指導も遵守し、周辺農地に影響のないよう施工しますが、万一被害を生じさせた場合は誠意をもって対応するというところでございます。

審査基準については、事業者の資力及び信用があること、全体事業費が[ ]円です、自己資金が[ ]、残りの[ ]円は日本政策金融公庫の住宅ローンから借入れを行います、融資が承認となったことを確認いたしました。

併せまして、周辺の営農条件に悪影響をあたえないこと、事務局においてこれらの基準を満たせるものと判断し、書類を受理しております。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長 次に、現地確認等の結果について、番号8は現地が[ ]地区になりますので、  
5番 櫻井 孝一 委員から補足説明願います。

櫻井 孝一 委員

はい。隣近所の案件なもんでね～、どうしたものかなと思ってました。

事業費[ ]ですか、土地は贈与ですから建物だけということにはなりますが、分家住宅ということです。

内容は今の事務局の説明で初めて聞きましたけど、けっこうすごいのを建てられるんですね。

個人的には、建っていた施設がなくなって見晴らしがよくなった場所だったんですけど。

まず、内容的には問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局・担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。  
発言のある方は挙手願ひます。

菊地 豊志 委員

はい！

え〜っと、この場所ですけど、資料に「農振地域」って書いてありますよね？  
そこにある農地を宅地にするわけですよね？

問題はないんでしょうか？

事務局 農振の白地の区域になります。農振農用地区域ではありませんので。  
それで、内容が分家住宅建築ということになりますことから、調整区域でも特別に認められる内容になります。

菊地 豊志 委員

認められるわけだね？

事務局 はい！

例えばですけど、藤倉地区などみたいに農振農用地区域内となりますと、区域からその土地を除外する必要があり、一般的な事務手続きよりも時間は必要になりますますが可能ではあります。

まず、申請はできますということであって、申請できたからといってすべてが許可となるわけではないということにはなります。

議 長 それでは、その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

質疑がありませんので、これより、採決を行います。

本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願ひます。

#### 【全員挙手】

議 長 全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。

議長 次に、日程第4「協議第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題とします。

議長 資料14ページから16ページの内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、続きまして、日程第4 協議第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表についてご説明いたします。

令和8年度の農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施のため、「令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）」について協議し、当案の承認が得られた場合は、農業委員会等に関する法律第37条、農業委員会等に関する法律施行規則第15条及び平成28年3月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」により利府町ホームページ等で公表するものとされております。

資料の14ページをご覧ください。

令和8年度最適化活動の目標の設定等ということで、こちらの内容については、農業委員会の最適化活動の目標の設定、活動の記録・点検、調査の実施、その他の結果について毎年公表しているものであります。

考え方ですが、推進委員等が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意思の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回りなど多岐に渡ります。

農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は最適化活動を実施することが重要となっており、その透明性を確保する必要があるということで示されておりました。令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検、公表し、法律第37条の規定により、その結果を公表するという示されております。

15ページをご覧ください。

こちらに記載の目標ですが、ローマ数字のⅡ、最適化活動の目標（1）農地の集積ですが、現状としまして、農地の集積状況は、町内の農地面積375haに対し、集積面積が84.9ha、集積率は22.6%となっております。

令和8年度の目標につきましては、②に記載しましたとおり、15ha増の集積面積を100haを目標とし、26.7%の集積率としていきたいと考えました。

これから令和12年度までの5年間で90%の集積率となるよう目標を定めたものであります。

これは、昨年度末に策定・公表いたしました「地域計画」におきましても設定している目標値となります。

(2) 遊休農地の解消ということで、現状で1号遊休農地が13.3haございます。

1号遊休農地とは、農地法第32条第1項第1号に基づく「現に耕作の目的に利用されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に利用されないと見込まれる農地」を指します。

そのうちの緑区分の遊休農地面積が10.3haございます。

緑区分とは、「人力・農業用機械で草刈り・耕起・伐根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」を指します。

今年の目標としまして、基準となっている「令和3年度の農地利用状況調査」において調査しましたこの緑区分遊休農地「14ha」のうち20%に該当する2.8haを解消し、通常の農地に戻していくということで、目標を定めております。

次に16ページをご覧ください。

(3) 新規参入の現状としまして、令和6年度に1経営体、0.15ha、令和7年度に3経営体、2.27haの新規参入者が入っております。

「4経営体」となっておりますが、申し訳ありません、「3経営体」に修正をお願いいたします。

参考までに令和6年度の1経営体につきましては、宮城県農業大学校を卒業し、町内で新規就農されました「徳永 君彦さん」という農業者になります。

また、令和7年度の新規参入者につきましては「3経営体」になります。

こちら3経営体につきましては、令和7年3月11日に「認定新規就農者」として認定を受けた「リフラクタ株式会社 大津 京」さん、令和7年5月21日に「認定新規就農者」として認定を受けた「村上 八代」さん、令和7年6月2日に農地所有適格法人を設立しました「株式会社ファクトリーグループ 増川 大介」さん、あわせて3経営体となっております。

目標ということで定めているのは、新規参入者を見込み、新規参入者への貸し付けについて農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積として

1. 4haとし、新たな農業者の参入につなげたいと考えております。

こちらの1. 4haの目標設定につきましても、目安が示されておりまして、過去3年間の権利移動面積平均値の1割以上ということで、過去3年間の権利移動面積の平均である13.8haの1割以上、1.4haを設定したものであります。

次に2 最適化活動の活動目標ということで、推進委員等の活動目標になりますけれども、以前の総会時にもお願いということでお話しさせていただきましたとおり委員さん方の活動日数、月10日程度の各種活動をお願いしたいということでの目標設定となります。

こちらの月10日程度というのは、一般社団法人宮城県農業会議からの指導等もあり、委員の望ましい活動日数ということでの「10日間」設定となりますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

(2) 活動強化月間の設定目標ということで、例年どおり6月総会終了後に1回目、9月から年明け1月までの農地パトロール強化月間における農地パトロールを2回実施、令和6年度末に策定しました「地域計画」に基づく年1回の農業者との協議の場への参加による緑区分遊休農地の解消に向けた方策に対応するための活動をお願いしたく目標を定めております。

こちらにつきましても、宮城県農業会議からアドバイスをいただいております、活動強化月間中は、すべての委員が一斉に同じ活動を行い、他の月と比較し、活動内容や活動の頻度が向上していると客観的に認められるようお願いしたいとのことでありますので、遊休農地解消に向けた取り組みを利府町農業委員会として実施していく必要がありますので、現地検討会のような時間を、例えば申請案件が少ない夏場の時期のどこかで設けさせていただければと考えておりました。

(3) 新規参入相談会への参加目標ということで、こちらにつきましては、これまでも目標に掲げては来ておりますが、まだ開催には至っておりません。

農林水産課の方では随時相談を受け付けている状況ではありますので、全体としての相談会の開催を1回ということで定めたいと思います。

新規就農を希望する方向けに、開催に向け調整したいと考えております。

単独開催でなくとも、例えば他部署が行うイベントにブースで参加し、農業委員会ブースの中で、新規就農者相談窓口を設けるとかですね、そういった形での実施も視野に検討したいなと思います。

うちのフロア、経済産業部としますとイベントが盛りだくさんですから、そ

のうちでブース展開ができそうなイベントをピックアップして、調整できればと思いますので、実施が叶うとなって、当日ご協力いただける委員さんにはぜひ参加をお願いできればと思っておりますので、そのときはよろしく願いいたします。

利府で農業をしたいという新規就農者が近年出てきておりますので、農業委員会としてのブースを設けるというのは有効なのかなと思っております。

議 長 事務局の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。  
発言のある方は挙手願います。

### 【質疑なし】

事務局 補足ですが、6月総会時に、今度は令和7年度の実績についてご報告させていただきます。

令和7年度、このような目標を設定し、結果としてはこうなりましたといった内容の報告になります。

ただいまご説明させていただいたのは今年度、令和8年度の内容になります。

この後、承認ということになれば、ホームページに公表ということになります。

議 長 ご質問・ご意見等がないようです。  
協議案件でございますので、これで承認といたします。

議 長 次に、「報告第1号 農地移動適正化あっせん事業に伴う選定調書について」を議題とします。

それでは、事務局から、資料17・18ページの内容について説明をお願いします。

事務局 続きまして、資料17ページをご覧ください。

日程第5 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業に伴う選定調書についてでございます。

これまでもあっせん事業を活用し、農地を取得しております「新規就農者」  
地区の「                    」さんでございますが、今回もう1筆の取得について申し出がございました。

以前より、地権者の方から売買については即答はできない、周辺の農地をお持ちの方々の動向も見てから決めたい、賃貸借であればお貸ししてもかまわないというお話が出されておりました。

今回、結局、周りの地権者の皆さんが■■■さんに土地をお譲りするというお話をその地権者からお聞きし、そうであれば自分もお譲りしてもいいというお考えになったとのことで、地権者である「■■■■」さんからもあっせん事業申出書が提出されたものであります。

申し出のありました土地の所在でございますが、「森郷字関根54番1」、地目は「畑」でございます、現地はきれいに管理・耕作されております。面積が「480㎡」となっております。

今回、地権者である■■■さんよりあっせん申出書の提出がございました。「森郷字関根」地区の農地につきましては、前例がございますので委員の皆様ご承知のとおり、新規就農者である■■■地区「■■■■」さんがブドウ栽培を行うべく、このあっせん事業を活用し、これまで2度に渡り農地を取得した場所になります。

今回についても、■■■さんの所有地について、売買の申し出があれば購入を希望したいというお話が以前より■■■さんから出されていた場所でございます。

周辺の農地は、■■■さんが目的を達成するために本事業を活用し、取得済みでありまして、今回の■■■さんの所有地についても、■■■さんご本人から取得希望が以前より出されており、これまでの取得状況を見ましても、■■■さんが取得することが効率的な農地利用という観点で自然であると考えまして、今回、■■■地区の「■■■■」さんをあっせん対象として選定させていただきました。

また、本案件をあっせん事業を活用して実施するにあたりまして、当該地に係る売り手・買い手、仲介人となりますあっせん委員、事務局立会いの下、双方の意思確認を行うため「あっせん委員会」を開催することとなりますので、利府町農地移動適正化あっせん基準第7条の規定に基づき、渡邊会長より、本案件に係るあっせん委員を2名ご指名いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長 事務局の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

【質疑なし】

議長 ご質問・ご意見等がないようです。  
報告案件でございますので、ご了承いただきます。

なお、本案件につきましては、現在、事務局でスケジュール調整を行っておりますが、5月総会前までに農地の売り手と買い手、あっせん委員2名及び事務局とで「あっせん委員会」を開催し、売り手・買い手双方の意思確認、土地売買契約書への署名をいただき、その結果につきまして5月総会にて事務局より委員の皆様へ報告することといたします。

それでは、本案件に係る「あっせん委員」2名を私から指名させていただきます。

今回の案件に係る当該者ですが、農地の買い手が■■■■地区の農業者となりますので、2番 鈴木 ハマ子 委員、農地利用最適化推進委員から1名、輪番でお願いするようにしたいと思います。

12番 伊藤 信一 委員 を指名します。

両委員については、「あっせん委員会」への参加についてお願いいたします。

あっせん委員会の開催日時・場所等については、決定次第、事務局から委員へご連絡をお願いします。

議長 次に、その他に移ります・・・。

伊藤 信一 委員

議長よろしいですか？

すみません、議題に入る前に。

一つはいい知らせ、一つは非常に暗い知らせです。

いい方から行きますね。

■■■■さんからず〜っと行って隧道をくぐって右側、農地を借りまして、JAの職員の方がやるってことになりましたよね。

今朝7時半ごろ近くを通りましたら、作業やっております、ホントにいいことだな〜って思いました、若い人たちですしね。

これがいい知らせです。

次、これは非常に悪い知らせですね。

貴重な時間頂戴してしまつて申し訳ありません。

継続中の盛土工事の件でして、このままですと非常によろしくない結果になり

そうな状況になってきたので、みなさんと情報を共有し、事務局と一緒に対応したいなと思いますのでちょっと話します。

昨年12月にも話したんですけど、少し遡りまして話をさせていただきますので、あとは事務局からお願いしますね。安伸委員からもお願いします。

この案件の始まりですが、まず場所は[ ]の駐車場から[ ]

[ ]を見た方、盛土なってるんだけども。

令和6年2月26日開催の第10回総会まで遡ります。  
農地転用を伴わない現状変更届出でありまして、田植機の老朽化、地盤不良のため盛土し畑として活用する。といったものでした。

その際の質疑というのは、そこは区画整理予定地ではないか、それから、機械が老朽化したことを理由に現状変更届出が可能なのか？といった内容でした。

当時の事務局の回答ですが、届出があり条件が合致したので書類を受理したとの内容が議事録に記載されております。

工事が始まりまして、その後、工事業者が変更になり、工期が延期になるなど、進捗があまりなかったんですが、昨年12月の9回総会で私から質問させていただきました。

事務局として、まず条件なんですけど、土盛りのあり方、1.5mとしてますけど、これがおかしい。

隣で畑を作ってる方がいますけど、浸水して困っているとの情報もあります。  
それから、時々、区画整理事業が始まったのかといった問い合わせもあるようです。

それで、事務局の対応としまして、土地所有者または埋め立て業者、どちらかわかりませんが、図面の写しを添付して計画通り実施するよう、通知をしたいということでありました。

その中で、今年の3月に入りまして、バックホウが土盛りしたところに乗っておりました。

ようやく盛土の切り下げをして、1.5mまで下げるのかと思っていたんですが、逆にダンプカーが入りまして、バックホウで下ろして、その2mの土の上にまた盛土が始まりました。

それで状況というのは、[ ]の[ ]に[ ]というのがありま  
すよね？

そういう感じになっております。

それで事務局の方から、盛土業者、地権者に連絡しておるようなんですが、まったく的外れな回答しかこないそうです。

一番高いところで4 m、5 mくらいになってるかと思えます。

聞くところによると、          と          の区画整理事業、大きな変更が生じておりまして、区画整理事業がなくなるということになっているようです。

                  に訪れるお客様の視線にこの盛土の現状がどのように映り、どのようにとらえられるのか、水路の問題も含め、大きな問題が絡んでいる案件なので今後対処方法を考えていきたいと思っております。

まず通知からということですが、それにしても状況が状況ですから、勧告といった内容も考えられるのかなと思えますが。それでもだめなら県の方から・・・といったことも考えていかなければならないのではないかと思います。

その地権者4名のうち1名は、農業委員のOBであると聞いております。

その方は、まったく知識がない方ではないので、もう最初からブラック、と私は見ております。

皆さんの目もありますから、事務局としてはこういった対応をしているとはっきりしたものを持っていないとなと思ひまして、今日お時間を頂戴しました。

事務局

今、伊藤信一委員がおっしゃったように、現地ですね、すごい状態になったところから高さが下がってきて、まあそれでも高くはありましたが、最初に比べたら大分ましになりまして、注意したのが功を奏したかなと思っておったんです。

あとはもう計画どおりの高さになっていくんだろうなと。

そう安心したところで、また訳の分からない盛土が始まってしまいまして。

業者に連絡したんです、ちょっとケンカっぽくなってしまったんですが。

何でそうなったかといいますと、その業者の担当が電話に出たんですが、現地を見ていないって言うんですよ。

自分の担当のところを見ていない、どういう状況になっているか把握もしていない。現地の工事に対して指示を出すのは誰なんですか？こう聞いたわけです。

それに対して、「何か問題ありましたか？」なんて言われたもんですから、私もカチンと来てしまったわけです。

問題あるから連絡してるわけですし、現地くらい見ましようよということです。

単に、田んぼを畑にするための、最高で1.5 mの盛土工事ですよ？

それだけの内容なのにどれだけの時間かかっているんですか？

それよりなによりあの盛土高はどういうことなんですか？

途中で業者が変わったにはせよ、もう届け出から2年経過してるわけです。

極度の盛土をし、下げたと思えばまた再盛土をしたり。

何のためにこんなことをしているのかまったく理解ができませんので、まずは現地見てくださいと、何が間違いかわかりますからと伝えさせてもらいました。

転用でもなく開発行為でもなく、農地から農地、単なる現状変更の盛土ですよと。

わかりました、現場見てみます。で終わってしまっているんですが。

それで、工事業者とは連絡は取ったんですが、確認してなかったなというのが、

資料19ページの「1148～1151」なんですね。

この4か所、4名が該当するわけです。

こちらの地権者には、そういえば確認といいますか、情報を伝えてなかったなって思ったんです。

ただですね、そもそもこの地権者の方々が申請してきてるわけですね、工事業者ではないわけですよ。

自身の所有地に盛土をし、畑として利用するというご自身の意思で届出してきているわけです。自己所有地です、もちろん。

当初の計画では確か1年かからないくらいの工期だったと思うんですけど。

まあ、とりあえず届出をして、まだ終わってないわけですよ、現地が。

まだ終わってなくて、いつになったら終わるのか、気になって現地を見に行ったら現地がすごい状態になっている。

普通、自己所有地のことですから、気になると思うんですけどもね。

この4名の方たちは現地がとんでもないことになっているのを把握していないんでしょうか？そんなわけないですよ～。

自分の土地が契約内容のとおり施工されていなくて、何とも思わないのかな～ってホントに不思議に思うんですよ～。

どう見たって畑としてなんて使うことはすでに不可能です。

高さもそう、持っている土もそうです。畑に使える土ではない。

そこで、地権者にも接触しようと思っております。

通知もそうですが、直接お会いしてどう考えられているのかお話を伺いたいと思います、今後にはなってますが。

こういった計画で当時出されていますが、まだ工事も終わってませんし、現地もあんな状態ですよ。っていうのを把握されてますかっていうのを通知で差し上げたいなと思います。

業者もですね、電話の感じだと簡単に考えてるのかなという印象です、大事だという認識ではないのかなと。

所有者の方からも、業者に対してどうなってるのかというところを確認していただきたいという意味合いも込めまして、お願いをしたいなと思います。

局長 これは通知というよりも、現場の状況的に1軒1軒回って話をした方がいいですね。

事務局 そうですね、通知だと見てないとか届いてないとかってなる可能性もありますし。

いずれにしましても、所有者からも業者に対して言っていただくようお願いしようと思います。

よくなってきたかと思えばまたこんな状況ですし。



あの段階で3 m近く上がってたんですね。

それで令和6年の4月に一時中止っていうことになったんだね。

後から状況を聞きましたら、業者が変わったと。

そのために保留状態になったと。

そして、令和6年8月30日にまた再稼働して、ここからユンボが2台入って  
どんどん進んで行ったんですね。

それで、今度、あまりに高すぎるぞと言いましたら、今度切り下げを行いました  
て、1 mくらい下げたんですかね、それでも2 mですからね。

そこに今度は4月の9日ですか、田んぼをぐるっと回ってましたら、またユン  
ボが入ってきて作業してたんですね～。

既存の盛土の上にまた2 mくらい盛土を始めてたわけです。

向こうは■■■■■ですから、なかなかね。

まず行くところまで行くようになれば私も担当として同行させていただきますの  
でね。

議長 それでは、この件についてはまず事務局からの連絡ですね、お願いします。

それで、途中になりましたけど、その他のところ、(1)履行確認について、担  
当委員を割り当てます。

資料12ページについて、5番 櫻井 孝一 委員に履行確認をお願いします  
す。

議長 次に、資料19ページから21ページまでの、転用事業の履行確認の状況に  
ついて、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

菊地 豊志 委員

はい。え～っと最後のところ、21ページですか、1209番、これ先月の総  
会で初期確認の報告をしたんですが数字が入ってないんですが？

あと、許可日のところも空欄なんで・・・。

事務局 はい、え～っとこちらは県から許可が出されて来ておりますので、申し訳あり  
ません、数字の記載漏れです、入力するようにいたします。失礼いたしました。

菊地 豊志 委員

わかりました。では入力しておいてください。

事務局 備考欄が延期ですとかね、休工とか期限切れとか入れていますけど、こちら業者

への確認はしておるんですが、完了報告の連絡等はまだ来ていない状況です。  
桂嶋委員からも言われていたところもまだ来ないんですね～。

桂嶋 賢一 委員

完了も何も、進んでないんだよね～。

事務局

そうなんですよね、何でそのあたりの経緯をですね、聞きたいんですが。  
桂嶋委員の案件は、現地が動いたようには見えない場所だったりするんで。  
まず、継続して連絡とっていきたいと思ってます。

伊藤 信一 委員

1199番、これって先ほども話した盛土してるとこの件ですか？

事務局

その通りです。別件にはなりますが、場所的には関係してきますね。

伊藤 信一 委員

あそこも高さは高いけどきれいには盛土されて終わったようには見受けられる  
けどね。

庄司 安伸 委員

ただ、まだわかんないよ。また他と同じみたいに上にかさ上げするかもしれな  
いから。

伊藤 信一 委員

ここは結局何しようとしてるんですかね？  
盛土してる業者同じなの？

事務局

同じです。

伊藤 信一 委員

同じなのね。わかりました。

庄司 安伸 委員

それから、金沢の区画整理事業地内の件、これ、終わったら完了報告来るのか  
どうか。まだ来てはいないんでしょうか？

事務局

これ、市街化区域内の届出の案件に関しては、完了報告書の提出を求めており

ませんので、見立てといたら変ですけど、住宅が出来上がれば完了とみなして  
いただいて結構なのかなと思います。

庄司 安伸 委員

そうなのね、ただ、確認が大変なのよね。  
現地に終了なんて書いてないわけだからさ。  
新しい図面でいただいているわけでもないから、どこがどこかって探さなければ  
ならないもんでね。

菊地 豊志 委員

履行確認のことなんですけど、最近ですね、■■■■の方から農地を売ってくれま  
せんか？というはがきが来たんです。

多分、他にも何件か来てるんだと思うんですけど、もし、個人的に農地を売っ  
たりしてしまった場合、いろんな問題が発生する可能性がありますから、農地の  
売買の相談があった場合は気を付けて対応しないと、あとで問題になったとき大  
変ですから、事務局で気を付けて対応してもらえたらと思います。

議 長 他にございませんか。

なければ、(1) 履行確認について、を終了します。

議 長 次に(2) 次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の第2回総会の日程につきましては、

令和8年5月25日(月曜日)の午後2時から、役場2階の第1会議室で開  
催となりますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、次回は令和8年5月25日(月曜日)の午後2時から、役場2階  
第1会議室で開催しますので御参集願ひます。

議 長 他に委員の皆さんからご意見などございませんか。

【意見等なし】

議 長 それではなければ、事務局から事務連絡願ひます。

事務局 それでは事務連絡いたします。

別でお配りしております「事務連絡」をご覧ください。

1 番目は、前回総会以降の会長等出席行事の報告です。  
会長から開会のあいさつの際にご報告いただきましたので、記載で報告に代えさせていただきます。

2 番です。農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選に伴う各種団体等の推薦状況についてです。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選に伴いまして、各種団体に対し、委員の推薦依頼を行い、団体からの委員推薦と個人応募の受付を先週金曜日締め切りました。

結果としましては、委員定数 14 名に対し、推薦及び応募合わせまして「15 名」という結果になりました。

定数よりも 1 名多くなったこともございますが、今後の予定といたしましては、「利府町農業委員候補者評価委員会」を開催し、その中で、委員としての資格の有無などについて審議するとともに「農業委員」「農地利用最適化推進委員」のすみ分け、さらには、委員定数を 1 名上回っておりますので、委員 14 名の選定についても行うこととなります。

3 番です。夏季における委員の服装についてです。

「利府町地球温暖化対策実行計画」に基づく環境負荷低減に向けた省エネルギー対策推進のため、役場庁舎では 5 月から 9 月までの期間は職員が軽装で勤務することから、当該期間中（第 2～6 回総会時）は室温等に応じて、ネクタイを外す等、暑さをしのぎやすい服装で出席して差し支えないこととします。

来月総会から男性委員はノーネクタイ、女性についてもクールビズ対応での軽装での総会参加を可といたします。

また、気温に応じて上着を着てきていただいて、暑ければ脱ぐといった対応でお願いできればと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 他にご質問・ご意見等ございませんか。

【質疑等なし】

議 長 他にないようですので、その他を終了します。  
これで議長の任を終わらせていただきます。

局 長 ありがとうございました。


最後に、閉会のご挨拶を 鈴木ハマ子 職務代理者からお願いします。

【鈴木 ハマ子 会長職務代理 閉会挨拶】

局長 以上をもちまして、令和7年度第1回 農業委員会総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和8年5月25日

7番委員 菊地豊志 

8番委員 郷家百合子 